

不在者投票に関する注意事項

この書類一式を受け取ったら、病院の職員の方に、書類一式を提示し、不在者投票をしたい旨、申立ててください。

1. 同封の「不在者投票関係書類交付用封筒」の封筒を絶対に開封しないでください。
 - ・ もし開封した場合は、投票することができなくなる場合がありますので、注意してください。
 - ・ 送付しました書類のすべてをそのまま 入院中の病院 又は 滞在地の選挙管理委員会へ持参してください。
2. 投票は、入院中の病院 又は 滞在地の選挙管理委員会で行ってください。
 - ・ 必ず係員の指示に従い行ってください。
 - ・ 自宅などでの記載は無効となります。
3. 直ちに投票を済ませてください。
 - ・ 不在者投票ができるのは、告示の日の翌日から選挙期日の前日までです。その投票用紙等が当委員会へ送られるのに要する日数を見込んで、なるべく早く投票を済ませてください。
4. 不在者投票の期間 平成 28 年 10 月 26 日(水)から平成 28 年 10 月 29 日(土)
午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
5. 不在者投票をしなかったときは・・・
 - ・ 直ちに、投票用紙等すべてを菰野町選挙管理委員会に返送してください。

〒510-1292
三重県三重郡菰野町大字潤田 1250 番地
菰野町選挙管理委員会
059-391-1111

滞在地・入院